

すすく 消費者

島根県 平成20年度 第24号
消費者教育情報紙

■トピックス(P1)

・暴力団山口組系旧三菱会ヤミ金融事件で最高裁判決

■消費者教育情報コーナー (P2-P3)

・子どもの消費者トラブルの現状

■実践教育事例(P4-P11)

・島根県社会科教育研究会

・島根県中学校技術・家庭科研究会

・島根県高等学校家庭科研究会

■島根県金融広報委員会からのお知らせ (P12)

トピックス

暴力団山口組系旧三菱会 ヤミ金融事件で最高裁判決

いわゆるヤミ金融の組織に属する業者から、年利数百%~数千%もの著しく高率の利息を取り立てられた被害者が、ヤミ金融の統括者であった者に対し不法行為に基づく損害賠償を求めていた事件で、平成20年6月10日に最高裁の判決がありました。

最高裁第三小法廷は、「社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為（以下「反倫理的行為」という。）に係る給付」は、民法708条に規定する不法原因給付であり、給付をした者は給付分の返還を請求することができないだけでなく、被害者が損害賠償を求めた場合、給付分を損害額から差し引くことも「民法708条の趣旨に反するものとして許されない」としました。

その上で、加害者が行った貸付は、「著しく高利の貸付けという形をとって（被害者）から元利金等の名目で違法に金員を取得し、多大な利益を得るという反倫理的行為に該当する不法行為の手段として、…（被害者）に対して貸付けとしての金員」を交付したものであり、不法原因給付であると認定。被害者が損害賠償を求めた場合、被害者が受け取った元金を被害者が被った損害額から差し引くことは、民法の趣旨に反し許されない、としました。

被害者がヤミ金融に対して損害賠償を求めた場合に、被害者が得た利益（すなわち元金部分）を損害額から差し引くべきか、差し引くべきではないか、という点については下級裁判所の判断が分かれていましたが、今回の最高裁判決により、差し引くことは許されないと判断されました。



子どもの消費者トラブルの現状

平成19年度に島根県消費者センターに寄せられた相談件数は、7,944件と平成16年度をピークに減少傾向にあります。依然として月600件を超える水準となっています。多重債務や不当請求・架空請求に関する相談が多いほか、「健康食品」「不動産賃貸」「内職・副業」に関する相談も寄せられています。また、「食品」に関する相談が大幅に増加していることも特徴としてあげられます。

このうち、未成年者の相談状況を示します。

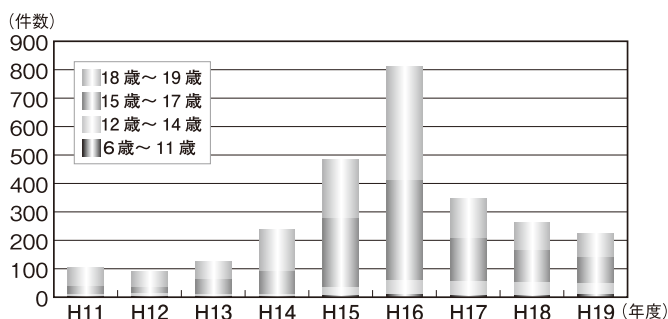


1 有料サイト等の利用トラブルが8割

未成年者（20歳未満）の相談件数は、平成15年度及び16年度に急増した後減少に転じ、平成17年度以降3年連続で減少し、平成19年度は224件となっています。

主な相談内容は、携帯電話やパソコン等の「オンライン等関連サービス」に関するトラブルで、平成19年度は180件を数え、相談件数の80%を占めています。トラブルの多くは携帯電話の有料サイト料金の請求です。

年齢層別相談件数の推移

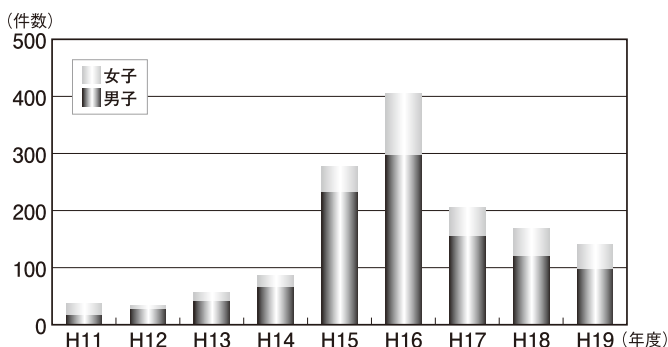


2 男子が相談の7割を占める

6歳から17歳における相談の男女比では、年度別増減件数に関わらず、ここ8年間を通じて男子が7割から8割を占めています。



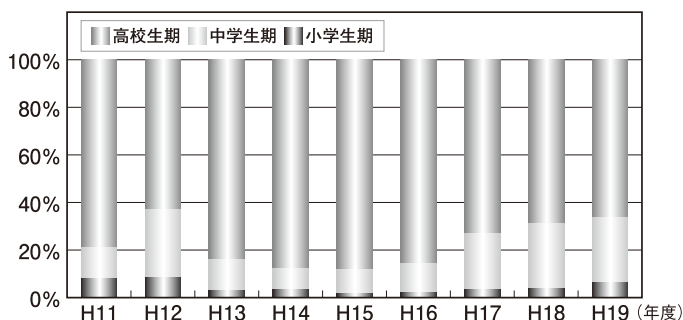
子どもの相談件数の男女比



3 相談割合の低年齢化

学齢期の相談件数割合では、平成16年度までは小学生期（6歳～11歳）が2%、中学生期（12歳～14歳）がほぼ1割台、高校生期（15歳～17歳）がほぼ8割台で推移していましたが、平成17年度からは小学生期が3～6%、中学生期が20%を超えており、低年齢化の傾向が見られます。

学齢期別相談割合



有料サイト等の利用トラブル事例

事例1

全く利用したことがないのに、突然、有料サイト利用料を請求するメールが入った。

対処

利用した覚えがなければ絶対に自分から連絡しないでください。この時点では、まだ限られた情報（メールアドレス等）しかサイト側には伝わっていません。問い合わせや返事をするにより、かえって、氏名、住所等の個人情報を相手に教えてしまう結果になりかねません。メールアドレスをすぐに変更してしまいましょう。

事例2

「無料」と書いてあったので、出会い系サイトにつないだ。しかし、自動的に有料サイトにもつながる方式だったらしくすぐに「登録」となってしまった。後で規約を読んだら、「無料」の字のかなり下の方に「自動的に有料サイトにもつながる」と書いてあった。



事例3

いろいろなサイトを見ていた。サイト上の広告をクリックし、アダルトサイトにつないだ。広告には有料である旨の表示がなく無料だと思い、利用規約を読まずにクリックし、携帯電話番号を入力したら登録になった。登録した後のトップページの下に料金表示があり、いけないことをしたと思い「退会」ボタンを押したが、「料金が振り込まれていないので退会できません」と表示が出た。その後、料金の請求が来るようになった。

対処

メールを開いただけでは、契約は成立していません。また、利用料が有料である旨の表示がなかったため、無料であると勘違いして登録した場合も、契約が成立しているとはいえません。「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」第3条では、事業者側が、契約の申込み若しくはその承諾の意思があるかどうかの確認を求める画面（確認画面）を設ける等の措置をしていなければ、消費者側から錯誤無効を主張できることとされています。

事例4

携帯でインターネットを利用。音楽サイトを利用中に突然出会い系サイトに入った。半月以上経過してから「登録料3千円払え」とメールが入った。放置していたら、30件以上メールが届き、払わないと脱会に応じないといふので、3千円支払った。ところが、さらに2万円払わないと脱会できないと言われている。



対処

「関わりたくない」、「不安で仕方がない」などの思いで、本来、支払う必要がないにもかかわらず一度支払ってしまうと、様々な名目をつけ、次々に請求されるおそれがあります。追加の請求が来たとしても、支払う必要はありませんし、支払ってはいけません。

「農業体験や農家の努力に学び、 安心安全な生産と消費を考える児童の育成」

～小学校5.6年生「畜産の仕事」の学習より～

指導者 隠岐の島町立布施中学校(小中併設校) 勝部 真

1. 単元名 隠岐の畜産業（5.6年生社会科）

2. 目 標

- (1) 畜産農家の仕事を進んで調べることができる。
- (2) 畜産農家の方へのインタビュー、体験活動から、農家の方の思いを理解し、自分の消費生活に活かすことができる。

3. 指導計画（6時間）

- 畜産業について調べよう（2時間）
 - ・どのような流れで私たちの食卓に肉や牛乳がのぼるのか予想し、資料から大まかな畜産のしくみを理解する。
- 畜産農家の方へのインタビューを考えよう（1時間）
 - ・稲作で学習してきた経験や、既習事項を元にして、畜産業に関わる人々の苦労や喜びを予想しワークシートに記入する。
 - ・どのようにして安心安全な食をつくっておられるのか考える。
- 畜産体験活動（2時間）
 - ・畜産農家の方へのインタビューを行い、仕事への思いに触れる。また、体験活動から仕事への思いについて更に深く考える。
- 体験発表会（1時間）
 - ・インタビューや体験から感じたことを元に、食肉に対する思いを語り合う。私たちが出来ることを考える。

4. 授業記録

- 畜産業について調べよう（2時間）
 - ①子牛から料理になるまでの道筋を予想し考えた。
子牛 → 大人の牛 → と畜場 → スーパーマーケット → 料理
 - ②副読本（島根の農業 JA 島根中央会）から畜産業について知る。
 - ・家畜の種類 ・肉用牛と乳用牛の違い ・繁殖牛と肥育牛 ・一日の世話の様子
- 畜産農家の方へのインタビューを考えよう（1時間）
 - ・何故この仕事をやるようになったのか ・乳牛を何故飼わないのか（隠岐全体も含めて）
 - ・仕事をしていて大変なこと ・一日のスケジュールは ・仕事の喜びは何か。（うれしい時）
 - ・牛は何kgあるのか ・どんな餌をやっているのか ・牛小屋をきれいにする理由はなにか
 - ・1年に子牛が何頭生まれるのか ・牛の世話で気をつけていることは
 - ・外国の牛との違いは

○畜産体験活動（2時間）

・インタビュー



・牛舎の清掃



・餌やり



子牛の寝床をつくってます！



牛が食べやすいように入れてます

機械に手を入れないように気をつけて

・餌づくり



牛のストレス解消のため牛舎をきれいにします



・子牛へのミルクやり



毎日たくさん飲むんだよ

【児童の感想】

・清掃などの仕事をみんなでやるととても大変だったのに、これを毎日二人でやっておられて凄いなと思いました。お店に行ったら、隠岐の草、ワラを食べている牛を買いたいと思いました。今、飼料代が高くなってきて大変だということが分かりました。

・牛の舌は温かくてザラザラしていました。角が凄く太くて怖かったです。牛は怖いと思っていたけどおとなしくて目が大きくて可愛かったです。牛の舌に手を入れる体験ができて良かったです。

・今日、牛がどんなものを食べているの分かりました。隠岐の牛は大田市の食肉センターで解体されているそうです。島根の牛を買えば、肉の移動距離も短く環境にも優しいと思いました。

・僕は、牛突きの牛しか見たことがなく、怖いものだと思っていました。子牛に触ると体は毛布みたいで舌は紙ヤスリのような感触でした。牛は餌を食べる音は「ゴリゴリ」と音をたてて食べていました。また手伝いをやらせてもらいたいです。あと、食べ物大切にしようと思いました。

・外国産の肉は安いけど、こうして手間と愛情を掛けて育てている国産の牛を買いたいと思いました。

【児童の結論の主なもの】

- ・牛の餌に田んぼの稲ワラを使い、牛の糞を田んぼの肥料として使う関係から稲作と畜産は密接な関係があること。
- ・地元で育った牛であれば、飼料、生育過程が分かるから安心安全である。
- ・地産地消をすることは様々なエネルギー消費をなくすため、エコにつながっていること。
- ・たくさんの命を食べさせてもらって、私たちは生きていること。食べ物を大切にしていこう気持ち。
- ・畜産農家の規模（子牛の値段・飼料代）が値段に直結していること

5. まとめ

この単元を通して、児童は、畜産をより身近に感じ、地元の食について考えるきっかけとなった。食の安全を考えた消費活動を行ってほしいと思っている。

租税の基礎知識を身につけ、生活に生きる 租税と国民の福祉を考える主権者・納税者・ 消費者・地域住民としての生徒の育成

～租税教室を通して～

指導者 隠岐の島町立布施中学校 常角 敏

1. 単元名 国民生活と福祉（3年生社会科）

2. 目 標

- (1) 租税や財政政策、福祉に関心を持ち、進んで調べることができる。
- (2) グラフなどの資料から租税や財政、福祉政策の現状を読み取ることができる。
- (3) 資料活用や租税教室からよりよい租税や財政、福祉を考え、一国民としてのあり方を考えることができる。
- (4) 税の種類や課税方法、財政政策の原理、福祉の現状がわかり、将来の地域づくりを展望することができる。

3. 指導計画（5時間）

第1次 租税の種類と財政政策（2時間）

第2次 租税教室（1時間） ゲストティーチャー：松田隆志氏（西郷税務署総務係長）

- ・租税が国民生活にどのように生かされているかを理解し、税の意義や大切さを考えるとともに、主権者・納税者・消費者・地域住民としてどうあるべきかを考える。

第3次 社会保障と国民の福祉（2時間）

4. 授業記録

第1次 租税の種類と財政政策

(1) 租税の種類

- ① 所得に差がある場合を例にとり、どんな課税方法が最もよいのか考えた。
- ② 累進課税、比例課税、同額課税がそれぞれ国民に与える影響を考えた。
- ③ 実際の直接税・間接税、国税・地方税の意味とその種類、各税の課税方法について整理した。

(2) 国の財政と財政政策

- ① 国の歳入と歳出のグラフからその特色を読み取った。
- ② 税収の不足を補う公債金の残高の問題について考えた。
- ③ 景気と国の財政政策の基本的なあり方について学習した。

第2次 租税教室

○ 税務署の方をゲストティーチャーに招き、租税教室を行った。

- ① 生徒の生活に身近な教育費、警察・消防費、医療費、ゴミ処理費を取り上げ、国および地方公共団体が一人一人に使うお金を

西郷税務署の松田です。
どうぞよろしく。
皆さんは消費税を納める
ことはイヤですか？



具体的に提示して、税が生きて使われていることを理解した。

- ②国の歳入の問題点（公債金をいかに減らすか）、隠岐の島町の歳入の問題点（自主財源が少なく依存財源が多い）をグラフから読み取った。
- ③税が法律で決まっていること。その法律は国会議員が決めること。その国会議員は私たち国民が選出していることから、選挙権の大切さを話し合った。
- ④各国の直間比率にふれたあと、消費税についてその内訳と使われ方が身近であることを話し合った。
- ⑤少子高齢化に伴う年金問題、老人医療の問題と財政上の問題が喫緊の課題であることを話し合い、税が「会費」のようなもの、その会費のあり方を決めるのも主権者である国民であることの結論に至った。

〔授業後の生徒の感想〕

「税がないと国民全体に迷惑がかかるし、税は後に私たちに返ってくるのがわかった。また、生活のほとんどが税でまかなわれているのがわかったので、税は大切なんだと思った。」

「一人一人が理解してきちんと納めることにより国がつくれ、守られていくと思った。この税によってなりたつ国というものを多くの人が理解していく必要があると思った。」

「税がどんな使われ方をしているか、納税の大切さを知ることができたので、今後の生活の上で考えることができると思うし、貢献していけると思う。」

「脱税のペナルティーにはおどろきました。また、報道されているような税の無駄遣いがあるとすれば、それは国民としては許せないと思った。」

「将来は、必ず選挙にいて、国へ国民の意見を反映させたい。」

第3次 社会保障と国民の福祉

(1) わが国の社会保障制度

- ①生存権を振り返り、わが国の4つの社会保障制度を整理した。
- ②少子高齢化に伴う負担の増大と給付の低下について、どうしたらよいか話し合った。

(2) 福祉の地域づくり

- ①国や町の財政の問題を復習し、行政サービスだけに頼ることについて意見交換した。
- ②総合的な学習の時間も思いだし、地域が互いにできること、地域社会の大切さについて話し合った。

5. まとめ

この単元では、生徒は税の種類、決まり方、使われ方を学習していく中で、税の大切さや国民としてのあり方について関心を深めていった。納税者としての義務を感じる一方で、そのあり方、使われ方については、主権者である自分たちが最終的に決定することだと結論づけていった。また、国や地方公共団体の財政の厳しさに鑑みながら、少子高齢化がますます進展する将来の福祉の推進を、行政サービスだけでなく、地域社会での支え合いに求めようとする考えも出てきた。生徒には、まさに「福祉の地方自治」「福祉の地域づくり」が視野に入ってきている。



へー、自分一人にもたくさんの税が使われているんだなあ。



皆さんは、主権者・消費者としてどう対応していきますか？

適切な情報の選択と活用を考えよう

ーネットワーク利用上の情報モラルー

島根県中学校技術・家庭科研究会

(実施校：雲南市立大東中学校)

1. はじめに

現代において、パーソナルコンピュータ（パソコン）や携帯電話などの情報通信機器は技術革新と低価格化に伴い、家庭への普及が急激に進んでいる。それに伴い、インターネットは、生活とより密接な関わりのあるものとなった。多くの生徒が小学生の頃からパソコンや携帯電話を利用しており、生徒一人一人が快適な生活を工夫し創造していくためには、大量の情報を収集、判断、処理、発信し、活用する上での課題を意欲的に解決していくことが大切である。

そこで、情報通信ネットワークの中心であるインターネットを利用した学習により、様々な場面で、どのような問題点があり、それをどのように解決し、生活に生かしていけばよいのかを考えさせる題材が必要となる。

2. 学習のねらい

情報モラルの必要性について考えるために、チャット形式の「イントラ内掲示板」を取り上げた。掲示板への書き込み方法を、「匿名」と「実名」2つの場合で経験し、情報の匿名性と信憑性について考える。また、架空の見えない相手とのやりとりの中で現実の自分を見失わないように「インターネットの中の自分」と付き合える姿勢や態度を育てる。

そして、地域の「ネットワーク管理者」と授業を進めることにより、ユーザー（利用者）とは異なる「管理者」の思いも伝え、見えない相手を意識した情報モラルを育てる。

3. 学習の流れ

学習内容（全2時間）	学 習 活 動
ネットワーク利用上の情報モラル（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク利用上の様々なトラブルについて知る。 ・情報モラルの必要性について話し合う。

4. 学習の様子

（学習前）【生徒を対象とした「コンピュータ利用の実態アンケート」の実施】

『情報モラルとコンピュータ利用の実態』 アンケート 結果（抜粋）

設問	インターネットの利用状況	はい (%)	いいえ (%)
2	家庭で、インターネットをしている。	61.7	38.3
5	ネットゲームをしている。	60.3	39.7
8	家庭でルールを決めてパソコンを使用している。	35.3	64.7

設問	インターネット利用状況	知っている (%)	利用している (%)	設問	インターネット利用状況	知っている (%)	利用している (%)
(1)	ブログ	55.7	22.1	(8)	掲示板	52.5	11.5
(3)	YouTube	26.2	51.6	(9)	フリーメール	19.7	15.6
(7)	チャット	48.4	16.4	(10)	携帯メール	44.3	15.6

10	インターネットやケータイは、これからの社会に不可欠だろうか?!			
	必要 (%)	あったほうがよい (%)	なくてもよい (%)	不要 (%)
	46.0	51.3	1.8	0.9

その理由（人）

<全般>・役立つ・便利だから（37）・調べる、調べるのが楽（14）

<携帯電話・メール>・緊急連絡に（8）・遠くでも話せる（3）・手軽、持ち運びが楽（3）

<その他>・もうなじんでいて、手放せない（2）

(授業時)【情報モラルを考えさせる事例ビデオを視聴し、その問題点を話し合う。】

①ビデオ1:「電子メール(転送)」を見る。

Q. 1 「どんなところが問題だろうか？」

<匿名で、掲示板に意見を書き込む>

- ・人のメールを切り取って勝手に転送したから
- ・直接大事なことを伝えなかったから

②ビデオ2:「掲示板(出会い)」を見る。(前半)

Q. 2 「これからどうなるでしょう？」<匿名>

- ・3人で楽しくライブに行った
 - ・会うのをやめた・誰も来なかった
 - ・相手の女子大生は、実は男の人だった
- <後半を見る~~~~線部が正解>

Q. 3 「どうしてそうってしまったのでしょうか？」

<実名で、掲示板に意見を書き込む>

- ・顔を知らない人と会う約束をしてしまったから
- ・掲示板の情報を信じてしまったから
- ・掲示板に写真を載せてしまったから

③掲示板で話し合う<実名または匿名で投稿>

Q. 4 「実名による投稿と匿名による投稿では、何が違うのだろうか？」

- ・実名よりも匿名のほうが本音を書きやすい
- ・実名だと素直に書きにくい
- ・実名だと発言への責任感を感じる

④マイクを使って、ミニドラマを演じる。

○携帯メールによる会話『2つの「いいよ』』

~ネットで見つけたアクセサリー買って来ようか?~

- ・「買ってきて」…いいよ(承諾)
- ・「要らない」…いいよ(拒絶)

Q. 5 「言葉の意味の違いがうまく伝わっただろうか？」

- ・大切なことは直接、声で伝えたいほうがいい
- ・文字だけだと、伝わらないことがある



5. 学習を終えて(生徒の感想より)

- ・便利だけど、これからは気をつけて使いたい。
- ・良い面を生かして、有効に使っていきたいと思う。
- ・友達関係でいけないことは、ネット上でもいけないということが分かった。

6. 今後の課題

「ネットワークの管理者」と授業することで、ネットワークの危険性を伝えるだけでなく、積極的に「ネットワークの光と影」を考えさせ、生徒に「インターネットの中の自分」や「見えない相手」をより深く考えさせる必要があると実感した。今後も、「ネットワーク管理者」との連携を図り、学年ごとに実態や段階に応じた情報モラルを育てることが課題である。

「生きる力」をはぐくむために

—家庭科の授業を通して—

島根県高等学校家庭科研究会

(実施校：島根県立出雲養護学校)

1. はじめに

近年は、便利で豊かな生活の中で、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の増加、産地偽装や消費期限改ざんなどの問題が続発している現状であり、健康志向や食品の安全性への意識が高まってきている。このような中で、国内産の食品を求めたり産地表示への関心を示したりする人々が増え、消費者や生産者が一体となって地域で生産したものを地域で消費する地産地消の取り組みが進められ、あちこちの店で“地産地消”コーナーとして地元農産物の売り場が設けられるようになってきた。本校のある出雲市の市役所食育推進室では、「食育だより」の発行を始めとする消費者への啓発活動を行ったりしている。しかし、豊かな中で暮らす生徒たちには、いろいろな問題を身近なこととして捉えにくい現状もある。

そこで、本校では、生徒の実態に応じた課題や題材を設定し、生徒が主体的に取り組めるような授業方法や教材・教具を工夫している。そして、学習したことを日々の生活に生かし、生活の自立をめざしていけるような「生きる力」をはぐくむことをねらいとして実践している。

2. 学習のねらいと指導計画

生活的自立に必要な知識や技術を習得し、よりよい暮らしをつくりだす意欲と力をはぐくむ。

- ・ 栄養についての知識を学び、自分の食生活を振り返る。
- ・ 献立を作成し、実習する。
- ・ 他への発展、地域との連携を図る。

取り扱い単元名 「生きる力」をはぐくむ 一食生活一

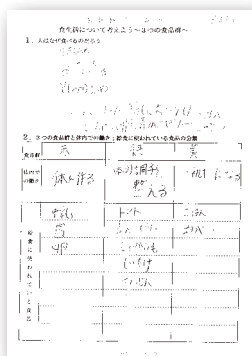
- ・ 3つの食品群について学び、自分の食事チェックをする。(夏休みの宿題「食事調べ」)
- ・ 献立を作成し、実習する。(昼食作り)
- ・ 他への発展、地域との連携を図る。(給食献立への採用、外部講師の話を聞く)

3. 実践の概要

本校では、「家庭科」を週あたり1時間ずつ1～3年生で履修しており、食生活、衣生活、住生活などに関する内容を中心に学んでおり、生徒達の生活の実態に合わせた題材を選び、チームティーチングにより個に応じた支援を工夫している。

家庭科の最初の授業開きのアンケートで、食生活では栄養について知りたい、調理実習がしたいという声が多かったため、それを家庭科の授業や家庭で、繰り返し行うことにより定着を図ることができるよう指導計画を立てた。

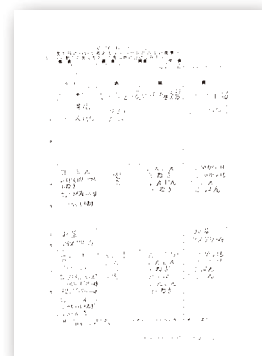
まず、食品は体内における働きによって3つの食品群に分けられることを学び、給食献立を例にして、食品を3つに分けてみた。そして、夏休みの各家庭の食事調べの宿題から3つの食品群により栄養バランスをチェックして足りない食品を補った。このことから、好きなものだけ食べると栄養バランスが偏ることや苦手なものでも食べるようにするとバランスがよくなることなどについて学んだ。また、これらのことを発表する機会をもったことにより、友だちの発表から参考になることも多くあったようである。



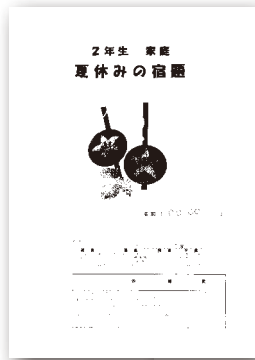
プリント「3つの食品群」



「3つの食品群」の授業



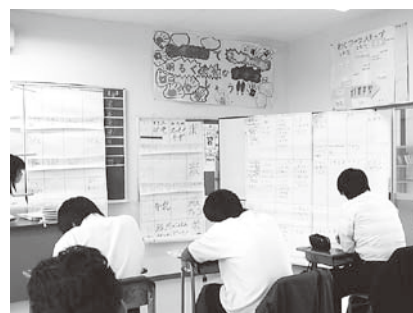
プリント「バランスのよい食事」



夏休みの宿題



夏休みの宿題の発表の準備

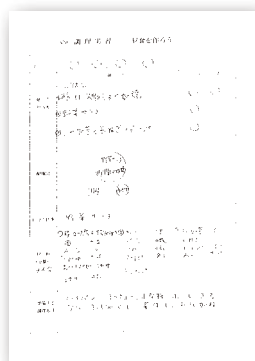


夏休みの宿題の発表

次に、2～3人の小グループ毎に栄養バランスを考えた昼食の献立を立てて、実習をした。この間、生徒たちの会話の中で「ほうれん草は嫌いだけど、からだの調子をよくするから食べないといけないね。」「豚肉は赤色だから、野菜を付け合わせにして緑色を摂ろう。」というような話も聞かれるようになり、授業で学んだ知識が自分の健康を守る生きた力になっていくのを感じた。

これらの献立は、給食に採用されて全校生徒の昼食になり、授業で立てた献立であることが紹介された。自分たちの立てた献立が採用されたことは、生徒たちにとって大きな喜びとなり、今後の授業への意欲にもつながったようである。

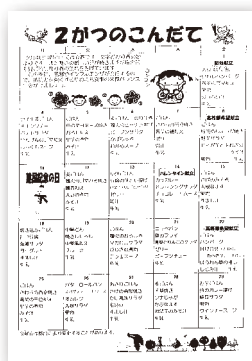
さらに、授業で学んでいる内容について、外部講師を招いて話を聞く機会を設けることを計画し、出雲市役所食育推進室から栄養指導員の方に来ていただき、『バランスよく食べよう～野菜ってすごい～』というタイトルで、話していただいた。コンビニへ昼ごはんを買いに行き何を選ぶかということから始まり、栄養バランスの大切さについてプレゼンテーションソフトを使って分かりやすく話していただいた。さらに、体の中での野菜の働きにふれた後、実際に1日に必要な野菜の量を計ってみたり、それを加熱して比べてみたりして、体験的内容を取り入れて分かりやすく話していただいた。この機会を通して、生徒たちは食の大切さを再認識し、これからのあり方を考えるよい学びの場になったようである。



昼食の実習計画



調理実習



給食の献立



給食に採用された献立



外部講師による授業

これらの一連の授業を通して、生徒達は栄養についての知識を身につけ、考えて食べる基礎的な力を身につけたようである。チームティーチングによる個に応じた支援を行ったり、自分の意見を出しやすくお互いに協力しながら取り組めるグループ学習の機会を多く取り入れたことも効果的だったようである。

4. おわりに

以上のような取り組みを通して、生徒達の中に自分の健康を守るためにどうあるべきかを考えて行動しようという姿勢が、少しずつ培われてきたように思う。今後、生徒がより主体的に学べるような効果的な教材・教具や授業方法を研究したり、他の領域においても「生きる力」をはぐくむための工夫をしていきたい。

島根県金融広報委員会からのお知らせ

当委員会では、 金銭・金融教育の普及・推進に向けた 取り組みを行っています



金銭・金融教育とは、子どもの成長に応じて

- 金銭や物に対する健全な価値観を身につける
- 金融や経済のしくみを学ぶ …というような教育です。

金銭・金融教育研究校として研究・実践に取り組んでいただいている学校は、以下の3校です。

安来市立比田小学校 (20・21年度 金銭教育研究校)

浜田市立第二中学校 (19・20年度 金融教育研究校)

島根県立三刀屋高等学校掛合分校 (20年度 金融教育研究校)

—金銭・金融教育研究校は、教育委員会などのご協力を得て当委員会が委嘱しています。研究活動にあたっては、当委員会が費用の一部を補助するほか、研究授業の開催や資料提供などの支援を行っています。

金銭・金融教育研究校について関心をお持ちの方、詳細をお知りになりたい方は、当委員会までご連絡ください。

講師派遣等のご案内

- 当委員会では、各種勉強会・講習会・講演会に、専門的な知識を持つ金融広報アドバイザーなどの講師を無料で派遣しています。以下はその一例ですが、内容についてはご相談に応じます。ぜひ、お気軽にご連絡ください。

教員の研修会では…

- 金銭・金融教育とは何か？
- 金銭・金融教育を授業に取り入れるには など

小・中・高等学校の授業では…

- おこづかい帳をつけてみよう
- 金融・経済ってな～に？
- 金融トラブルに遭わないために など

保護者会では…

- おこづかいの与え方について
- 生活設計について など

各種グループの勉強会では…

- 最近の金融・経済動向について
- 家計簿記帳について
- 金融商品の基礎知識 など



- また、暮らしに身近な金融情報に関する様々な冊子・ビデオ・事例集を無償で配付・貸出しています（一部の冊子の内容は、ホームページでもご覧いただけます）。

思い立ったらいつでもどこでも、暮らしの金融情報にアクセス！

金融広報中央委員会 ホームページアドレス www.shiruporuto.jp

島根県金融広報委員会 ホームページアドレス www3.boj.or.jp/matsue/kinkoui/kinkoui.html

お問合せ先 島根県金融広報委員会事務局

〒690-8553 松江市母衣町55-3 日本銀行松江支店内

TEL：0852-32-1509 FAX：0852-32-2042

編集・発行／島根県・島根県教育委員会 平成21年2月発行

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室

TEL(0852)22-5103 FAX(0852)32-5918

ホームページURL (<http://www.pref.shimane.lg.jp/shohiseikatsu/>)

本紙に対する御意見・御要望を
お寄せください



※環境にやさしい大豆インキを使用しています。

古紙配合率100%再生紙を使用しています